

公示番号：19a00129

国名：ケニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS) 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月下旬から2019年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.87M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	26日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年7月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月16日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病。日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、事前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア国家経済において重要な役割を果たす農業セクターの中でも、園芸作物は毎年平均15～20%の成長を見込む主要サブセクターである。小規模農家の8割以上が園芸作物生産に従事しており、園芸作物の約8割が小規模農家によって生産される。かかる状況下、ケニア政府からの要請を受け、JICAは、技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)」(2006年から2009年)及び「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP)」(2010年から2015年)を実施し、小規模農家の所得向上を実現した。

ケニアでは、2013年からの地方分権化により、新たな地方行政区としてカウンティ制が導入され、権限と財源の移譲が進んでいる。SHEP及びSHEP UPにおける取組(両プロジェクトで編み出された「ビジネスとしての農業」を推進するための各種支援を、SHEPアプローチと呼ぶ)の成果を評価したケニア政府は、カウンティ下にてSHEPアプローチの実施を更に推進することとし、その支援を我が国に要請した。これを受け、JICAは、カウンティ政府にSHEPアプローチを活用した小規模農家支援体制を確立することを目的に、農業・畜産・水産・灌漑省及び食料農業公社園芸作物局をカウンターパート機関(以下、C/P)として、「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS)」(以下「本プロジェクト」)を2015年3月から2020年3月までの5年間の予定で実施中である。

本プロジェクトは、①農業・畜産・水産省における、「SHEPアプローチ」をカウンティと共同で実施するための体制確立及び②選定された18カウンティにおける、「SHEPアプローチ」を継続的かつ効果的・効率的に実施するモデル確立により、同カウンティでの「SHEPアプローチ」を活用した小規模園芸農家支援の実施体制確立を図り、もって同カウンティにおける「SHEPアプローチ」を実践する小規模園芸農家の増加とその農家所得向上に寄与するものである。

今回実施の終了時評価調査では、C/P等と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、本プロジェクトの今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員、プロジェクト関係者等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについてはJICAより情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年7月下旬～8月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理す

る。

- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。質問票は7月下旬から8月下旬に現地プロジェクトチーム経由で配布及び回収予定。
- ④ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑤ 必要に応じて対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2019年8月下旬~9月中旬)

- ① JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。国内準備期間並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、ケニア側合同評価団員を含むプロジェクト関係者とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑤ 協議議事録 M/M(英文)の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ケニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年9月中旬~9月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 終了時評価調査報告書(和文)担当分野のドラフトを作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 次の①~③を添付のうえ9月24日までに電子データをもって提出すること。
 - ① 合同評価報告書(英文)
 - ② 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)
 - ③ 終了評価報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。

航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ経由を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

2019年8月20日~2019年9月14日を予定していますが、現地の状況等により変更す

る場合があります。

本業務従事者は、当機構の調査団員に10日間ほど先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICAケニア事務所次長)
- イ) 協力企画 (JICA農村開発部職員)
- ウ) 評価分析 (本業務従事者)

業務に係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー (長期派遣専門家)¹
- イ) 園芸生産・普及 (長期派遣専門家)²
- ウ) 業務調整/広域化促進 (長期派遣専門家)³

③ 便宜供与内容

JICAケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については職員等と同乗することになります)。
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスの執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ SHEP アプローチ

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

・ プロジェクト HP

<https://www.jica.go.jp/project/english/kenya/015/index.html>

② 本業務に関する以下の資料を当 JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループにて配布します。配布を希望される方は代表アドレス (Eメール：rdga2@jica.go.jp) 宛てにメールをお送りください。

- ・ 本調査日程及び調査候補地 (案)
- ・ 各種合意文書 (R/D, M/M, PDM/PO等)
- ・ 各種報告書 (モニタリングシート、専門家報告書、合同調整委員会議事録等)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：

¹ 主たる業務は、プロジェクト運営管理及び「SHEP アプローチ」を活用した小規模園芸農家支援に係る先方政府 (中央及びカウンティ政府) の事業実施体制の確立等。

² 主たる業務は、園芸作物生産技術の改善及び普及コンテンツの改訂等。

³ 主たる業務は、予算や物品管理、「SHEP アプローチ」の広域支援に伴う C/P の他国派遣等。

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上